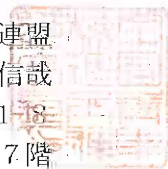




平成 31 年 2 月 12 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 前田 信哉
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-18
代々木第 10 下田ビル 7 階
電話 03-3354-4162



弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）に関する要望書

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された「平成 31 年度税制改正の大綱」（以下「大綱」という。）において、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の改正を前提に、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）（弁護士である社員の全員が国税局長に通知しているものに限る。）について、国税局長に通知することにより税理士業務ができることとする法改正が示されていました。

当連盟として、以下の理由により、税理士制度を形骸化し、税理士資格について国民・納税者の信頼を失うおそれのあるこの法改正を看過することはできません。

1 外国法事務弁護士による税理士業務が可能になるおそれがある

税理士会に入会することなく税理士業務を行うことのできる者は、税理士法第 51 条 1 項に定めるいわゆる通知弁護士及び同 3 項に定めるいわゆる通知弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が国税局長に通知している法人）に限られる。

一方、外弁法に定める外国法事務弁護士は、日本弁護士連合会に登録することで原資格国に関する法律事務を行うことができる外国弁護士である。これらの者は、弁護士法における弁護士ではないので通知弁護士になり得ず、当然に税理士業務を行うことはできない。

ところが、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）では、外国法事務弁護士も社員となるとされるが、社員の一部が国税局長に通知することができない状態にもかかわらず、法人として税理士業務を行い得ることとなる。

2 外国法事務弁護士のわが国の税務に関する知識・資質が担保されていない

外国法事務弁護士になろうとする者の原資格国の司法制度や法曹養成制度のあり方は様々である。外国法事務弁護士はあくまで外国弁護士であるから、これらの者のわが国の税法や税務に関する諸制度についての知識及び資質が十分に担保されているとはいえない。

当連盟は、上記理由を踏まえ貴会に対し、以下の 2 点を要望します。

- 1 財務省に対して、当該法改正の詳細及び大綱で当該法改正を示した真意を問いただし、得た情報を各税理士会の会員へ向けて公表すること
- 2 1 を踏まえ、このような税理士制度を揺るがす改正法律案が成立することのないよう活動すること

以上